

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成30年12月14日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・浜口水道課長、岡本補佐、杉田補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事係書記 中山 真緒

(午前10時00分 開会)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、文教産業常任委員会を再開します。

本委員会に付託された案件は、議案第21号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についての議案1件であります。

これより、議案の審査に入ります。

それでは、議案第21号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○浜口水道課長 おはようございます。水道課の浜口です。よろしく申し上げます。

それでは、議案書15ページをお願いします。

議案第21号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行等に伴い、水道法令等も整備されたことから、本条例につきましても所要の改正をいたしたく、本提案をするものでございます。

主な改正内容ですが、学校教育法の一部を改正する法律におきまして、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられたことから、本条例に規定している資格基準に関連文言を追加するものとなっております。

では、新旧対照表について、説明させていただきます。

新旧対照表は、15ページから16ページとなります。

15ページの第3条では、布設工事監督者の資格を定めておりまして、第3号中、「短期大学及びその課程を納めて卒業した後」に「専門職大学の前期課程」等の文言を加え、技術士法施行規則で定めた技術士第二次試験の専門科目の統合により、第8号中の「又は水道環境」の文言を削除しております。

16ページをお願いします。

16ページでは、第4条で水道技術管理者の資格を定めておりますが、関連する第2号及び第4号中に、「学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した」等の文言を追加しております。また、本条例の施行は、平成31年4月1日からとなっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第21号について、ご質疑はございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 ほかにないようですので、私のほうから、2点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず、最初の1点目ですけれども、布設工事監督者と水道技術管理者、これが、この条例の改正の項目に入っておりますけれども、布設工事監督者と水道技術管理者というのはどの人のことを指しているのか、

その辺をまずお伺いします。

○尾崎 幹委員長 課長。

○浜口水道課長 水道法のほうで、布設工事監督者と水道技術管理者、これを、水道事業者は、今言いました布設工事監督者と水道技術管理者を職員から配置することとなっております。今言いました水道事業者と言いますのは、鳥羽市で言いましたら水道課のことを指します。水道課の職員の中から布設工事監督者と水道技術管理者を配置しなさいということになります。それと、布設工事監督者とは何かといいますと、主に工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者のことを指します。水道技術管理者といいますのは、水道の業務について、技術上の業務を行うものを指しております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。一見、工事監督者という言葉が入っていますので、事業者のことの監督かなというふうに思いましたものですから、ちょっと確認をさせていただきました。水道課の職員の中で布設工事監督者と水道技術管理者を置くというふうになっていまして、職員のことを指しているということによろしいですね、わかりました。

次に、もう一点目、学校教育法の改正で、専門職大学と、それから専門職短期大学という、この修了者というふうなところで記載されておりますけれども、専門職大学というのは、短期大学も含めて、どういう大学なのか。なぜ今回こういう文言が加わるようになったのか、その辺をちょっと説明願いたいと思います。

○尾崎 幹委員長 課長。

○浜口水道課長 学校教育法の改正によりまして、新たに専門職大学というのが設置されました。施行は来年の4月から開講する予定となっております。専門職大学というのは、大学との違いは、専門職大学は学術的知識だけではなくて実践的能力の育成が重視されまして、長期の企業での実習などを含めて、現場と連携した、より実践的な教育が行われるそうでございます。専門学校との違いは、専門職大学を卒業いたしますと、卒業時に大学と同じ学位が与えられるということとなっております。そのあたりが大きく違うのかなと思っております。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。来年の4月から、そういう大学が開設されると。それを新たにつけ加えるということの説明でありました。理解させていただきました。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

片岡委員。

○片岡直博委員 24年で条例が制定されているんですけども、布設工事の監督者に限定されているのか。鳥羽市なんかは、よく修繕工事なんかでアルバイトと言ったらおかしいんですけども、そういった人も立ち会う、それから中卒で今現業職というか若い人でもそうやっておって、やっている人もいます。その辺の兼ね合いというのはよろしいですか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○浜口水道課長 布設工事監督者の業務内容ですね。ここで言うております布設工事監督者の業務といたしましては、水道施設の新設とか、また水源地の取水方法の変更に係る工事や浄水池、消毒設備、配水池などの総工事に関する技術上の監督業務を行う者となっております。布設工事監督者につきましては、水道課の中で、今言いました資格要件を持っている、今鳥羽市では3名がおりまして、その者が監督業務を行っております。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ、今後、3人と今言うた流れの中で、自主計画の中にいろいろなものが載っておるやん。

これは、もうおたくらの中では足りておるわけですか。3人で大丈夫ですか。法律改正で。

○河村 孝副委員長 課長。

○浜口水道課長 今3人、水道課の職員の中におります。3人と言いますのは、資格要件に年数が達した者が今3名おるといことです。異動になれば、どうなるかわからないという話になります。そのあたりは、人事のほうにもこの旨は伝えて、そういうことが起こらないようにということで話はしております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり育成やわな。法律改正によって負担が大きくなるという考え方をとるならば、サポーターは絶対必要やな。それをやっぱりしっかりと市長に伝えて、住民のライフラインでも一番大事な水の部分が入ってくるはずやで、これを1回でも足踏みしてしまうようなことがあってはならないというのは、もう課長も補佐もわかっておるわけやで、ここをしっかりと伝えて、法律に合ったような体制が望ましいんやで、本当に違う課へ行ってしまったらえらいことになるということだけは頭へ入れておいて。ただ、職員さんの配置をやまないかんというのはまたあんたらの仕事やから、そこをやっぱり懸念してもらうことが一番大事かな。それで、やっぱりしっかりと市長、副市長に伝えることがあんたらの仕事やで、3人が2人になったときに、その2人に負担がいかへんようにしていくのが、あんたらの責任もあると思うよ。その辺だけよう気をつけて前へ進んでください。

○河村 孝副委員長 課長、何かございますか。大丈夫ですか。

水道課長。

○浜口水道課長 そのあたりは重々承知しておりまして、もし技術管理者がいなくなった場合、水道事業が運営できなくなりますので、そのあたりは十分、人事のほうと調整しながら進めていきます。

○河村 孝副委員長 委員長と交替します。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第21号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件は、全部終了いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。ありがとうございます。

(午前10時14分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年12月14日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹